

# 総務建設常任委員会

令和4年1月27日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年1月27日(木) 午後1時30分 開会  
午後2時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	杉本 訓 規
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市長	溝尾 彰 人
企画部長	吉川 正 人
企画政策課長	高垣 倫 浩

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永 睦 治
書 記	吉田 賢 二
〃	高松 和 弘
〃	福原 有 美

7. 調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 道の駅に関する事項について

開 会 午後1時30分

**梨本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本委員会におきましては、12月に7つの調査案件を設定させていただきました。本日は12月の定例会終了後に初めて閉会中に開催する委員会となりますが、調査案件につきましてはこれまでも1月11日に協議会を開催し協議しており、また本日の委員会終了後にも協議会を開催する予定としております。協議会の内容につきましては、今後、委員会でも報告できるものは報告していき、市民に開かれた議会を進めていきたいと考えておりますので、御了承願います。

それでは、本日も委員の皆様の自由闊達な御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

ここで、委員外議員の出席を紹介させていただきます。藤井本議員、柴田議員、西井議員、谷原議員、奥本議員、杉本議員、坂本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お願います。

それでは、本委員会の所管事項の調査案件であります道の駅に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が11月の議会改選前まで設置されておりましたが、現在、道の駅かつらぎの裁判が係争中の案件であるため、調査特別委員会の設置はせず、総務建設常任委員会の所管事項とすることを確認しており、12月の定例会において調査案件としたものでございます。改選前の道の駅かつらぎに関する調査特別委員会におきまして、随時ご報告いただいております道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連について、本日までに進捗のあった状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に理事者より説明願いたいと思います。

**梨本委員長** 高垣企画政策課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課の高垣です。よろしくお願いいたします。

本日ご説明させていただきます資料は、資料1といたしましては、これまでの訴訟の概要図となっております。また資料2で、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連についてという、この2点をご用意させていただいております。資料2に基づきましてご説明させていただきます。これまでの裁判の状況についてご報告させていただきます。

まず①番、損害賠償等請求事件、令和2年（ネ）第2187号、原告葛城市、被告山下前市長及び生野元副市長並びに栄和建设株式会社。平成29年10月30日付、葛監第51号の勧告1の内容に基づく訴訟でございます。返還を求める金額は630万4,869円に支払いの日の翌日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金を合わせた額です。

1枚めくっていただきまして2ページになります。現在の裁判の状況についてご報告させていただきます。

現在、控訴審が大阪高等裁判所において行われておりましたのが、結審となっております。既に終わっております。令和4年4月22日金曜日午後1時15分に判決予定となっております。

次に②番目、損害賠償等請求事件、令和2年（ネ）第1666号です。原告葛城市、被告山下前市長及び生野元副市長並びに有限会社櫻井建材建設。平成29年10月30日付、葛監第51号の勧告2の内容に基づく訴訟でございます。返還を求める金額は370万4,400円に支払いの日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を合わせた額です。

1枚めくっていただきまして3ページをご覧ください。これも、現在、大阪高等裁判所で控訴審が行われておまして、令和4年2月15日に午前10時15分から第2回の口頭弁論が行われる予定で、その日に結審予定となっております。

次に③番目、損害賠償等請求事件、平成30年（ワ）第384号です。原告葛城市、被告山下前市長及び生野元副市長。平成29年10月30日付、葛監第51号の勧告3の内容に基づく訴訟でございます。返還を求める金額2,500万円に支払いの日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を合わせた額。この訴訟につきましては、④番の債務不存在確認請求事件と関連しまして、平成31年2月13日に1つの訴訟として併合されております。

続きまして④番の債務不存在確認請求事件でございます。令和3年（ネ）第265号です。原告葛城市、反訴被告となるべき者、社会福祉法人柊の郷。請求の要旨ですが、平成30年2月23日付で柊の郷が起こした平成28年5月31日付で支払った物件移転補償追加補償金2,500万円について、市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えに対する反訴を提起したものです。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。下の部分でアンダーラインを引いている部分をご覧ください。これも現在、大阪高等裁判所で控訴審が行われております。令和3年12月1日水曜日に裁判所より和解案が提示されました。この裁判所より示されました和解案の期日が令和4年1月18日午後1時30分でございます。この和解期日に対しまして、葛城市は和解案の内容、またこれまでの訴訟の状況、住民監査請求の勧告の内容、それぞれの裁判の状況を担当する弁護士と相談いたしまして、市としては和解案は受け入れることはできませんという内容で裁判所に報告しております。同じくこの1月18日で和解期日がありましたが、その同じ日に相手方の被告の代理人である弁護士から新たな別案としての和解案を示したいという提案がございまして、裁判所においてその提案が認められましたので、さらにですけれども、この下のアンダーラインの部分、大阪高等裁判所の令和4年2月15日火曜日午前11時に新たな和解案の和解期日の設定がされております。なお、令和4年1月18日にこの裁判については結審しておまして、大阪高等裁判所で判決予定といたしましては令和4年3月24日木曜日午後1時10分から判決予定となっております。それと並行して和解案も協議するという形になっております。

次に⑤番、産業廃棄物撤去等請求事件、令和3年（オ）第1380号・第1381号、令和3年（受）第1715号・第1716号、原告が社会福祉法人柊の郷、被告葛城市、葛城市土地開発公社

でございます。

1枚めくっていただきまして、5ページです。変更後の請求の内容といたしましては、被告らは原告に対し連帯して3億4,938万4,059円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えという請求の内容です。この訴訟につきましては、1枚めくっていただきまして6ページです。現在、最高裁判所のほうに上告中でございます。最高裁判所の判断待ちとなっております状況でございます。

最後に⑥番目の補償金支払請求事件、令和3年（ワ）第83号でございます。原告社会福祉法人終の郷、被告葛城市土地開発公社でございます。請求の趣旨は、被告は原告に対し金2,500万円及びこれに対する2016年（平成28年）4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えという内容でございます。これは先ほど説明いたしました③番、④番の訴訟に関連する訴訟でございます。

最後に下の部分、これは現在、奈良地方裁判所で審議されておりました、昨日、令和4年1月26日午後1時30分より弁論準備手続が行われました。今回は3月に第4回弁論準備手続が行われる予定で現在進んでおります。

訴訟の状況につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**梨本委員長** ただいまご説明願ひました件につきまして、何かご質問、ご確認事項等はございますでしょうか。

西川委員。

**西川委員** お疲れさまです。私のほうから前の協議会の際において、この葛城市が裁判所から出ている和解勧告を受け入れないということを市民の皆様が見ておられるこの委員会の場において議論をしてほしい、そのような要望を出させていただきました。しかし、このことについてそこから自分なりに本当に自問自答を繰り返して、市民の人たちはこの生産性のない議論についてほんまに望んでおられるんやろうか。当事者には失礼になるかとも思うんですけども、まだ解決してなかったんやとか、議会は何をしているんやとか、市民の人たちはほんまどう思うんやろうかとずっと考えを巡っておりました。

そやけど、この葛城市の発展を考えると、前の和解勧告にあった主任裁判官の一文にもありました、「葛城市及び葛城市民にとって望ましいことから和解勧告をする」、そのような言葉が自分の胸に刺さりました。やはりここは足かせを早く取り除いて次のステージに移っていかなければいけないなと思ひました。そのためにも、この委員会の場においてしっかりと議論をして、市民にとって本当に最良な形にしていかなければならないんじゃないかと、そのように思っております。

まず前回の協議会において、この一連の裁判についてはこの住民監査請求に応じて、その監査の結果、葛城市が民意と捉えて議会に諮って訴訟を行ったものであると、一貫して市長のほうもそのようにおっしゃられておりました。この前の1月18日に行われた裁判においても、先ほども和解勧告を受け入れないということを裁判所のほうにおっしゃった経緯もありましたけれども、その理由としてもそれを挙げられたということを聞き及んでおります。

私、これに対しては少し違和感を感じております。私たち市議会議員は、その市民の代表

でもありまして、それこそ民意を行政に対して訴えていく、そんな役目であると思っております。また、市民の方々が行政に納めていただいている血税をしっかりと財政運営をしているか、行政が運営をしているか監視、そしてまた助言をしていかなければならない、そんな立場であると思っております。この一連の裁判費用についても、先日の協議会で聞くまで私のほうは知りませんでした。しかし、この5,900万円近い金額が使われるとは、本当によもや思ってもおりませんでした。この和解勧告を受けないということについて議会の議決が要らないというふうには聞いておりますけれども、この市民の代表である私たち議員の助言はやっぱり聞いていただきたいなど、そのように思っております。

そこでお伺いをいたしますけど、葛城市がこの和解勧告を蹴るということをもう民意とお考えでしょうか。また、市長の考える民意というのはどのようなことか、ご意見を伺いたいと思います。

**梨本委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの西川委員のご質問なんですが、協議会では説明させていただいたことは、今、委員会ですので、住民監査請求に基づく措置として行政手続として進めておる裁判であるというはそのとおりでございます。

具体的にどのような部分で和解できなかつたかということにつきましては訴訟に関わる部分になりますので、今回についてはコメントというか、答弁については差し控えさせていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと質問の意図が違います。要は、私たちも市民を代表してここに来てるわけです。

それを、市民を代表しているこの民意の言葉ということも、やはりその和解勧告というと、一旦結論といいますか、重いもんやと思っております。住民監査請求は、もちろん住民の方が請求を出されて、それを受けて民意を反映して、今、市が裁判を行っている。しかし、この和解勧告についても、私たち今の議員は何も言えないのでしょうかというところなんです。

**梨本委員長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。

ただいまの西川委員のご質問でございますけれども、議会議員の皆様方にも様々なご意見があると思えますし、また市民の方々にも様々なご意見があるというふうに承知しているところでございます。ただ、この件に関しましては先ほどおっしゃいましたように、監査結果に基づいて市長に対して、それぞれの方々に対して返還請求をなさいという法律に基づいた勧告をされていると。それを受けて請求したにもかかわらずお支払いをいただけなかったということで、議会にお諮りをして訴訟を、訴えの提起をさせていただいた。その中で、今、裁判が進行しているという状況でございます。そして、裁判所から和解勧告、和解してはどうですかというふうな勧告が出たわけでございますけれども、様々その内容について、弁護士も含めて我々理事者側と協議、内容を検討した結果、受け入れることはなかなか難しいという結果になったという状況でございます。

したがいまして、いろいろなご意見があるのは承知しておりますけども、そういう法的な手続の上で進行しているということでご理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

**西川委員** 2つ目の市長の民意というのはどのようなことかということ。

**梨本委員長** 市長、答えられますか。

阿古市長。

**阿古市長** もう事務方のほうがお答えさせていただいていると思うんですけども、今回の訴訟は平成29年8月31日付で市民から住民監査請求がございました。平成29年10月30日に監査委員より3つの交付金の支払いは不正な支出に当たるという監査結果の通知をいただきました。市は、この監査結果による勧告を受け、その関係者に返還請求を一定期間行いましたが、請求した関係者の方にはお支払いしていただく意思がないということでしたので、その後に住民監査請求に基づく損害賠償等請求等の訴えの提起を議案として議会に提案し、平成30年6月議会において議会の議決をいただきました。その時点で議会の中での民意と、市民の代表の皆様方としての民意というのはいいただいたと理解をしております。裁判のことですので、当然のことながら長い期間がかかると思います。1審の内容等は3つの訴訟につきましてはほぼ勝訴ではございましたが、そのことにつきまして被告は不服であるということで、2審に今、争っているところでございます。議会の皆様方にお認めいただきましたことを最大限達成できますように、行政としては努力をする所存でございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長が言う民意というのは確かに市民から出された監査請求、それも民意であると、私はそれはもちろん思っております。それは尊重せなあかんと思っておりますけども、今この私たちが置かれている議員の立場において、今この和解勧告が出たときに何も、例えばこれをもうちょっとこうしたら和解をのんだらええんちゃんうんやろうかとか、要はそういう助言、それも聞き入れてもらわれへんのか。要は今、ここのこの和解勧告を蹴るということ、今の議員においてこれを承諾してもらってると思っておられるのか、今のここの議会において。それは議決は要らんと思いますよ。要らんねんけど、今ほんなら皆さんがどう思われてるか。ほんまにこれそのまま行ってええんかと。このまま突っ走ってええんかと。どう思われてるかという、これみんなここの議会全員、議員全部が承諾してると思われて、僕らも市民の代表ですよ。それが法的に、一貫してそれを言われますよ。そやけど、それはどう思われてるかということ考えたことございますでしょうか。

**梨本委員長** 西川委員、これに関しては様々な議員の考え方もあると思うんです。かつ、議決案件として議会に諮るものではないというその理事者側の意見は、当然、法的にはそういうふうになっておりますが、西川委員のおっしゃられてる、今の議会の中での考え方というのを反映してくれという意味だと思うんですね。それに関して何か理事者側としては答えられる範囲でと言ったらあれなんですけれども。

西川委員。



**西川委員** 逆に、理事者側でなくて議員の皆さんにもいろいろ聞いていただきたいと思います、このことについて、今の僕が話したことについて。それ、逆に委員の皆さんに聞いていただきたい。やっぱりこれ承諾して、みんなしてんのかということが気になるわけです、自分としては。

以上です。

**梨本委員長** 今、西川委員からの意見として賜りました。本日は委員会ということでございますので、なかなかその和解案の内容にまで入って踏み込んでこの場で審議するということができないと思います。そういったことも踏まえまして、またそういった場を設けるのか否かも含めて検討させていただきたいと思っております。

それでは、ほかに何かご質問、ご確認事項等ございますでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 住民監査請求の答申を受けて、その答申の内容を深く受け止められたということで、道の駅に関する一連のこの疑惑に対して、行政側は不当利得返還請求を訴訟するべきであると、このように判断されて訴訟が来ておるわけですが、この度、高裁で和解が提示されたということで、また別の和解案も提示されるようでもありますけれども、和解を受け入れるか、和解せずに判決に対してあくまでも上告するのかにつきましては、あくまでも今現時点におきましては行政側の判断に委ねられておるところで、主導権はあくまでも現在のところ行政側にあるということなんですけれども、この見通しをどのようにお考えなのか。上告した場合、勝訴する見込みは非常に難しいところや思うんですけれども、そういうようなところはどのように考えておられるんかということと、そしてもう一つは、先ほど西川委員も言われましたように、5,800万円ほど裁判費を使っているという、あくまでも上告して裁判を継続するにしても、市民の税金を使っての裁判であるので、これをもう少し抑えるような努力というんか、そういうようなこともされておられるんか、できるんかどうか、そこらも含めてお伺いしたいと思います。

**梨本委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。

ただいまの松林副委員長のご質問、まず今後の訴訟、上告したときの裁判の見込みなんです、これにつきましては1審の主張をしっかりと今現在、高等裁判所で代理人、弁護士通して主張しておるところですので、認められるように進めてます。ですので、具体的に今後どうなるのというのが、私は専門家でもございませんので、コメントというか、この答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、2番目の質問の訴訟費用、今、約5,000万円とおっしゃってる金額なんですけれども、現在までの訴訟金額、今、大阪高等裁判所で控訴審、争われておると、1つ上告中、最高裁判所でされておると合わせまして、現在のところ、今のところでは約2,400万円の訴訟費用でございます。今後の訴訟費用の見込みといたしましては、勝った場合でしたら当然、訴訟費用、弁護士費用については上告もしませんのでかからないので、現時点では5,000万円という数字もまだ未定でございますので、そのときの訴訟の判決内容に応じて変わってい

くということで、当然、住民の税金を使っておるという認識はしておりますので、必要な費用のみ使うという考えで進めております。

以上でございます。

**梨本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 実際2,400万円程度やと、このように言われるんですけども、やはりこれ今後また裁判が続くようであれば、まだまだ跳ね上がっていく場合もありますんで、これ何とかできるんかどうかわかりませんよ。何とか裁判費用を抑える努力を、裁判するにしたって市民の血税を使って裁判するわけなんですから、そこらはそういう努力はしていただきたいと、このようにご要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

**梨本委員長** ほかに何か質問、ご確認事項等ございますでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 先ほど高垣課長のほうから、資料に基づいて今までの流れについてご説明いただいたんですけども、令和4年1月18日に大阪高等裁判所から出た和解案の期日が過ぎたと。新たに和解案を2月15日に大阪高等裁判所のほうから出されると。これ、もう一度詳しく、同じもんで出てくるのか、違った方向から出てくるのか、それをお聞かせください。

先ほどから説明、また協議会でもお話がございましたように、この資料1にもありますように、1審と2審と判決が市にとって非常に不利といたしますか、負けた、勝ち負けというんですかね、これ。そういった内容になってるんで、それ高等裁判所ちょっとおかしいよということで上告すると。簡単に言ったらそういうことやと思うんですけども。和解案の内容を見る限りそういうふうな高等裁判所の和解案の内容になってるんですけども、私はこれ、議員が市民の代表で民意でいろいろとこの裁判に関してどうなんだこうなんだと言うのは、司法のプロじゃございませんので、司法の判断にもう委ねてる状況なんかなというふうに私は思うんです。ただ、この大阪高等裁判所の和解案というものが司法の1つの判断なんかアドバイスなんか、私、そここのところの選択する1つの考え方がどうも理解できないんですよ、和解というものに対する。そんなもんに乗ったら損するぞみたいなもんなんか、いやいやこれこのぐらいのところ違いますかという、これも司法の判断の1つなんか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思うんです。

もう一つは、ここまでに至ったのは、先ほどからずっと説明がありました。前回は協議会でありましたけども、住民監査請求に基づいて監査委員が答申を出されたと。それによって訴訟するんだ、議決が平成30年6月議会で可決したという流れなんですけども、その間にそれ以外、要するに市政検討委員会という諮問機関の中でこのことについていろいろと議論をされて、その意見も尊重されたというふうに記憶してるんですけども、この段階にはその市政検討委員会の諮問機関のそういうご審議等の手続といたしますか、議論はされてんのかなと、その辺のところをお聞かせ願いたい。

**梨本委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。

ただいま増田委員のご質問、まず1つ目につきまして、2月15日、アンダーライン引いて

る部分、4ページです。和解期日の予定ということで、1月18日、この1つ目の和解案が出た期日、この日が一旦1つ目の和解案の返事をする期限なんですけど、その1つ目については先ほど申しあげましたように「できません」と、「市としては受けられません」という返事いたしました。その後、裁判の中で和解協議の中で、相手の弁護士から新たな和解案の提示をしたいという申出がありました。それが18日です。それで、その18日の申出があつて和解案がまた直近で出ておるんですけど、昨日出たと弁護士が聞いておるんですけど、まだ確認中ですけども、その和解案の期日が2月15日になるということですので、15日に出るのではなく15日が期日であるということですので、裁判所の和解案ではございません。裁判所の和解案はもう1回きりということですので、今回出るのは相手方の弁護士から出る和解案ということですので。

それで2番目のご質問についてなんですけど、和解案の考え方なんですけど、当然、民事訴訟の手續、民事ですので、和解案は1審でも2審でも当然、提案されます。その中で、裁判所が示される考え方で和解案はいろいろ書いてあるとご意見あつたと思うんですけども、その和解の中身については弁護士とも相談いたしまして、あくまでその判決結果がその和解案の書いてある文章と同じものになるということではないということもあるので、あくまで市としての考え方を整理した形での和解案への裁判所への「できません」という報告をしておるということで、和解案の内容はあくまで判決と全く同じかということではないとは聞いております。また、高等裁判所ではそれぞれ民事部別でそれぞれで争われておりますので、判決結果も、1つの今、第13民事部ですけど、他の裁判には影響ないとも聞いておりますので、そのような形で整理した形で手續を進めております。

3つ目の市政検討委員会のほうなんですけど、当時についてはそれぞれ市政検討委員、監査委員、市の内部でそれぞれの調査をした結果が同じものになったという答弁をさせていただいてたと思うんですけど、それで結果が同じだったので、事実、それに基づいて訴訟の手續、議会への訴えの提起というものを進めたと聞いておりますので、また現在、その市政検討委員会に相談とかしておるのかということですが、市政検討委員会は弁護士の先生が入っておりますので、状況については報告させていただきまして、アドバイスまではいかないんですけども、適宜報告する形にはさせていただきます。

以上でございます。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** まず1点目の新たな和解案というのは、相手方、柘の郷の弁護士ですか。それは言わんほうがええのか。相手方の弁護士から和解案が新たに出る予定が2月15日であると。2月15日まで。

(「回答の期日です」の声あり)

**増田委員** 回答の期日。和解内容についてはまだ出てない。正式にはまだ出てない。それがどんなもんかは分からないと。私、先ほども言いましたように、専門家、プロ、司法の裁判所がどのようなアドバイスをされるのかということが、この最初に出た和解案の内容が1つの判断基準なんかなというふうに解釈をしました。だから、それでそのようにすることが望ましいの

かなというのが、私がこの文書を読んだ1つの感想なんです。プロに、こないしたらええん違うかというアドバイス。ただ、先ほどからの説明にありましたように、1審から相当違った高等裁判所の見方、和解案の内容。これ、何でこんなに1審と2審と変わるのかなという、その辺のところの疑問をこちら側の弁護士も、いやいや、いかがなものかと。こういう和解内容おかしいよねと。そういう判断の下に上告をされると、こういうことになってんのかなと。

(「まだ判決が出てないから」の声あり)

**増田委員** いやいや、判決は出てないけども、その和解案に協議に応じないというのはそういうことなんでしょう。じゃないんですかね。私、ほな誰の、私がこんなことでですよ、議員がですよ。それは、元弁護士やってみましたという議員がおられたら、それは六法全書をひもといて、いや、これはここんところはこれはおかしいよというふうなことも議論として言うべきことかもわかりませんが、私らが頼るといいますか、お話を聞いてなるほどなという相手は、やっぱり裁判官の1つの結論次第かなと。それがまだあるんですか、これは。高等裁判所の判決、ここに書いてましたよね。高等裁判所の判決予定が4月22日。ここ出るんですか。それまでに和解案を示したけども、その和解案というのは判決でも何でもないけども、もう近いかも分かん。

(「それも分からない」の声あり)

**増田委員** 全然分からない。何なんです、この和解案というのは。一体何を信用して私らが議論すべきなんです、これ。そこんところが私分からない、裁判所のそのやり方が。判決が4月にあんねんけども、それまでに高等裁判所からあの文書を読ませていただいたら、それは迷うところですよ。このメンバーで市に対してどちらが正しいなんて、私、議論できる立場といいますか、能力といいますか、権限はあんのかどうか分かりませんが、非常に苦慮する、判断に苦慮してますわ。これも理事者側のほうも多分そうやと思うんですわ。別世界のところでいろんな議論されて、もうまな板の上に乗った鯉みたいな状況なんかなというふうな思いもしますんで、ここで先ほど西川委員のほうからもお話がございましたけども、この場で委員長、私がどっちがええとかこっちがええとかというふうな、これはほかの委員も含めてですけど、なかなか結論というのをこの段階でお話しできるという状況じゃないなというふうに感じます。

**梨本委員長** 増田委員おっしゃってるのをちょっと整理させていただくと、結局、和解案と、和解案を蹴ったからといって、その判決がそれに影響されるかどうかは分からないという解釈でよろしいですね。だから和解案は和解案、またそれとは別に新たに判決が出るという我々の解釈でよろしいわけですね。承知しました。その判決結果が、2月15日にさらなる相手側からの和解案の和解期日はありますけれども、最終的には3月24日に高等裁判所から判決が出る予定だということで正確な理解でよろしいですね。承知しました。

では、吉村委員。

**吉村委員** 今、増田委員が質問された中で、高垣課長が答えられたことについて、関連で質問差し上げたいんですが、確認なんですけど、まず第13民事部のほうからは裁判所の和解案が出てき

たということで、裁判所から出るのは1回だけという話がありました。それはそのとおりに  
ということを確認したいんですが、これというものは、この和解案は、いわゆる第13民事部  
からの総意として出てきたものか、あるいは民事部の中にも複数の裁判官がいらっしゃいま  
すので、その裁判官の中の例えば一部のとか、例えばお一人とか、そういうふうな方か  
ら出てきている和解案なのかということをもう一度確認をしたいと思います。

それからあと、1月18日で、裁判所から出てきた和解案については、今までの住民監査請  
求の答申を受けて裁判が争われている中で、これは受け入れがたいということで受け入れら  
れなかったんですが、次また今度は弁護士の方から2月15日を期日として新しい和解案が出  
てきてますので、これについてはもうゼロベースで、つまりその前の和解案についての議論  
は置いて、もう1回ゼロから検討をしっかりと精査して、和解を受け入れるかどうかを対  
応すると、市としてはそのように対応されるという理解でよろしいのでしょうか。それだけ  
確認させてください。

**梨本委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。

ただいまの吉村委員のご質問、まず最後のほう、和解期日2月15日に出てくる新たな和解  
案、具体的な中身についてはまだ確認しないと答えようがないんですけども、ゼロベースと  
いうのは中身の内容次第であるということですので、裁判所から出た和解案があり  
ますので、それと比べてということになるかもしれませんので、それについては中身を確認  
させていただいて弁護士と相談することになると。そうやって最終、市として判断になると  
いう流れかなと思います。

裁判所の和解案が第13民事部の総意なのかということなんですが、和解案の内容を担当弁  
護士に聞きますと、あくまでも担当する裁判官お一人で書かれた意見であるので総意ではな  
いと。また判決を書かれるときは総意になると聞いておりますけども、和解案については総  
意ではないと聞いております。

以上でございます。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。当然、裁判が結審をして判決については民事部の裁判官、多分3  
人いらっしゃったと思うんですが、その総意であると。これは当たり前のことですね。今回、  
この1月18日和解期日での和解案につきましては、3人のうちのお一人の裁判官が、その方  
の提案として出されてきたというふうな理解でさせていただきます。

それから、今度の2月15日の期日の和解案が出てきましても、これについてはお願いなん  
ですけども、また実際に出てきたものにつきましてはしっかりとまた考えていただきまし  
て、また市民のためになるようにしっかりと精査して、もちろんそのつもりですとやって  
らっしゃると思いますけども、ご判断いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

**梨本委員長** ほかに何かご質問。

川村委員。

川村委員 一連の委員の皆さんの、今言う、どう判断してよいか分からないというか、当たり前だと私も思っています。遡ってもう3年迎えるわけですがけれども、議会にこの訴えの提起をお認めいただいたと市長は先ほどおっしゃっておられました。もちろん、議会はこの住民監査があり、住民監査の監査結果を踏まえて監査の勧告が、要するに不当利得返還の請求をしるという内容が書かれてある。このことに突き詰めて住民監査の内容に、ここのところをまっしぐらに行くと。今、議会にこうやっているんな、この委員会を今回、委員長にもお願いして開いていただいたんですけども、遡ればそのときに議員が議決をした。裁判を訴えてもいいですよということをした。もうその時点から議員に知らされる内容というのは、要するに判決の期日とか、それから今後の、先ほど見込みとか言われた、そういうことはもう一切言われない。ただ、その運びと期日だけを粛々と報告いただいている。内容については分からない。ところが、和解に関わる部分についてはまた議会の承認を得るということになってる。議会は、この和解の内容、今回、和解勧告をベースに考えないといけないというのは、もう当たり前、この資料しかないんですよ。和解の勧告は裁判所から出ているんです。

我々は、議員が、先ほど増田委員もおっしゃったみたいに、我々は専門家ではないので法に委ねるしかない、こういった議会の判断が多かって、あの当時は可決をしたものだというふうに記憶をしています。結局、法に委ねる。この法に委ねていくそのこれまでの経緯の中で、1審は勝訴だった。ところが2審はそのままもちろん控訴を相手方もしますので、よく似た判決になるんだろうというふうに思ってたんですけども、ところがこの民事訴訟というのは刑事訴訟と違って、紛争を解決していくために当然、和解勧告をしていくだろうというのもある程度は予想は私はしてましたけれども、その和解の勧告が判決と違う。もちろんそうだと思います。ただ、プロのそういった司法の中でそういったプロセスを踏まれるということに対しては、こっちも真摯にその経緯をもって法の裁きということに対して重く、当然重いものだろうと判断するのは我々としてはもうそこしかないわけですから、当然、今のような意見が出るのは当たり前だと思っております。結局、議会がとやかく言っても、市長が住民監査請求によってこれは勧告どおりの判決が出るまで、近い、もう十分その部分の要素が達成されるころまで何があってもとことん行くんやというふうに前回の議会全員協議会では私らはそう捉えたんです。

ところが、この局面に来て今一番心配なのは、やはり裁判費用等の質疑も先ほど出ましたし、葛城市の財政上、やっぱりもっと広い、市民の税金を預かっている我々議会の監視という部分に、我々の議員の役目としては、もちろんこの話にしっかりと言葉を挟んでいかないといけない。ところが言葉を挟めない。もう本当にこのジレンマというのは、もうそんな計り知れないものなんです。ということは、もう議会はとても心配をしているわけです。和解勧告の第13民事部の、先ほど1人の裁判官が和解勧告を付けたことに対してどう判断する、どう影響するのか。ほかの判決にどう影響するのか。影響ないというふうにはっきりおっしゃったんですけども、こんなこと断定していいのかなど。我々は葛城市の顧問弁護士から市のほうが聞かされるその文言しか聞けません。私、前回ちょっとお尋ねしたんですが、裁判官に直接お話しすることができますかと聞いたんです。私らも聞きたいんです、はっきり

言うて。聞きたいけど介入できへんのやったら、我々どうやって判断するんですか。判断できないです。本当に判断できないです。だから、我々としては政治的な判断をしていただきたい。ここに至って、もうこれは本当にこれから葛城市の将来に向けてこの方向でいいのかなどということのは、議会はもう言えないんです。市長の英断しかないんです。

このことについて間違った情報とは言いませんが、いい加減な、第13民事部を非常にちょっと失礼な発言してるのと違うかなと私は思いました。そんなふうに議会に言うと、第13民事部の裁判官はどう思われるでしょうかね。この議会、この中継を見てらっしゃるかもしれませんよ。何ら影響ありません、判決に。本当ですか。そんなこと言っているのかな、私はそう思いましたよ。この間の議会全員協議会も、この第13民事部のただ1民事部の判断というのはそこだけですと。そう言えば誰だって、ああ、大したことないのかと思います。そやけども、さっきも意見が出ましたように、司法が、プロフェッショナルが判断していくこの方針を、我々はその部分を見て、議員としては、こんな和解勧告が出てるけども、この和解勧告を受けたほうがいいのと違うかというふうに思うのは当たり前ですわ。それでいて、監査結果が、監査を重要視して監査の思いどおりにするためにとことん行きますねんと、これが正しい判断なのか。私らにはそこについては市長が判断されることですから、もう何とも言えない。このジレンマを持ちながら、本委員会は市民の皆さんにも、そしてこの中継をするべき義務があると思ってしました。

ですから、答弁なんかできないと言われても、それはできないでしょうけど、でも私はやっぱり最終的に今何か和解勧告が出てるようですけども、もう全く聞く耳も持たないのかと。再考する余地はもうないのかということについて、市長にこれからどんなふうに考えられるのか。まだ柔軟的な対応でいる、もうちょっと考えていきますということなのか。そこの辺りの考えを、もういえいえ、突っ走っていきますということなのか、もう判断なされたんだと思うんですけども、今の段階で少し揺らいでいるのか揺らいでないのか。今この2月15日になったということは非常に新しい情報ですので、そのところはどうなんですかね。議員としてはこうしろああしろとは言えないんですよ、もうほとんど情報がないんですから。ですから、先ほど言われた市政検討委員会、市長の諮問機関ですやろ。もっと広くいろんな人の意見を聞いて進めていくべきなんじゃないんですか。そのために市政検討委員会はつくられたんじゃないのかなというふうに私は思います。この質問をして、市長はべらべらと答えられへんと思うんですけども、私はやはりこれから葛城市が、葛城の将来のために、この判断がもっと財政を有効に使っていくという、5千何百万円か、その費用対効果、幾ら取り返すためにこっだけ使うんですか。そこのところももっとはっきり言ってもらわないと、市民の人、聞いてらっしゃいますよ。幾らの裁判のために何ぼ使うねんというところはしっかり聞かれると思います。そこの答弁をしてください。

**梨本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 同じことを何度も申し上げるようなことになるかと思いますが、これは住民監査請求によりまして監査委員より答申を勧告いただきました。そのことにつきまして、議会に訴えの提起の議案を提出させていただきました。ですので逆にこれを、訴えの提起を出さないという

ことは、逆に行政が訴えられるパターンになると思います。当然のことながら、住民監査請求の内容が監査委員によって認められた。監査委員のほうからは当然それは請求しなさいというお話をいただいて請求したけども、それが入ってこなかった。そのことに対して訴えの提起を出さないと、逆に問題が起こると私は考えております。

それで、これがもう最終的にまで行政が全て勝たないといけないのかというと、これは法律の判断でございますので、その内容次第によっては和解というのは民事訴訟においては大きいあり得ると考えております。ですので、1審の結果で先方が了解をいただいていたら1審で終わりますし、それが了解をいただけないようでしたら2審に行く。それで更に了解いただければ3審に行くということですので、当然のことながら長期間の裁判の係争の期間は長くなりますし、それにつきまして1審で終われば1審の裁判費用で済みますし、それであれば、当然、訴訟費用はかさむということは、もう当初からそれは理解した中での訴えの提起でございますので、その辺はその費用をできるだけ抑えたいという思いというのはありますけども、それは相手方が上告されましたら、当然それについては対応するだけの費用はかかっていくということでございますので、それはある程度は認めていかないといけないのかなという思いがございます。

あくまで訴訟というのは、これは一旦法律、専門家の場にお任せしましたので、私でも素人です。ですので、その専門家の方々が判決という、法廷という場で争われて、それで最終的に判決が出るという、その判決に対しては重きを置いております。委員がおっしゃいましたように、必ずしももう何が何でも自分の言い分が100%だというようなものではないという考え方は持っておりますが、前回、出てきました和解案につきましては、協議会の場では詳しくご説明させていただいたと思っておりますが、なかなか受入れ難い内容でございましたので、そのことにつきましては私どもが顧問弁護士を持っておりますので、プロのご意見をいただきまして、これはやはり受入れ難いですねという意見を参考にさせていただいたというところでございます。

それとあと、その和解案が不調に終わったと、ならなかったということについて、後日出てきた相手方の弁護士から出された和解案、これはまた意味合いが違います。裁判所のほうから出てきたものではないということでございますので、そのことについても一応はその内容につきまして検討はさせていただきますが、また意味合いが違うものだという理解をしております。

以上でございます。

**梨本委員長** 川村委員。

**川村委員** 勧告に基づいて当然、市としての作業は訴えを起こすということについて、議会ももちろんその段階では同じ思いでいてたわけですから、ただそれをどこの段階で調整していくのかという部分ですよね。だから、もちろん請求をして、この今言う相手方に請求をするべきところ、でも相手方の言い分がいろいろあって裁判所のほうから和解勧告というのが出た、それをベースに考えていくというのは、ある一定その初めの段階と今の段階では違うというふうに思います。今の段階で双方、相手方が上告したらと言われましたけども、相手方は和解



をしていくという方向で今、示しているわけですから、市がのむかのまんかという話が一番の重要なポイントであるので、相手がどうするか判決出てからまた変わるというんですけど、それまでの段階じゃあどうするかという今は話ですので、やっぱりいろいろと市が思う、市が住民監査の、市長で言う民意を受けてどこまでそれを受けていくかという話については政治的なご判断、裁判官に委ねるわけではなく、うちの担当の顧問弁護士が責任を持ってくれるわけではなく、やはり市長が責任を持ってもらう話だと思いますので、もちろん助言としては顧問弁護士は今、一生懸命それに対応していただいているんですからそうですけども、顧問弁護士の言うことが全てで市長の言うことはあんまり素人やから分かりまへんねんと、そんなような話ではないと私は思います。ですから、本当に真剣に葛城市のことを思いながらご判断いただきたい。いろいろとこれから検討していくというふうにおっしゃってるので、それはそれで今日の答弁は全く聞く耳を持たないという状況ではないのかなと私は勝手に判断しておりますけれども。

以上です。

**梨本委員長** ほかに何かご質問、ご確認事項等がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

杉本議員。

(杉本議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかに議員外議員の発言がございますでしょうか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかにございませんか。

藤井本議員。

(藤井本議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかにございませんでしょうか。

西井議員。

(西井議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかにございますか。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、委員の皆様、そして委員外議員の皆様からもたくさんの意見を頂戴しました。本日に間違えな意見、ありがとうございました。この道の駅かつらぎに関する調査特別委員会か

ら引き続いて、この総務建設常任委員会の調査案件としたわけですが、なかなか裁判の係争中というところで、その中身の審議に入っていけないままにここまで時間だけが経過している。その中で、議員の皆様におかれましては、市民の皆様からのお声もあるなどして悶々とした気持ちでおられる方もいらっしゃるのではないかと思います。また、今後、本日は和解案の内容を示さない中での議論ということで、そういったことについてもなかなかこの場で本質に入って議論するということができなかったという点で、今後ある程度一定の段階が、整理がついた段階で、しっかりとそういった検証、そしてまたこれは裁判費用に関しては予算の問題もあるかと思うんですけども、そういったことも調査案件の中でできるだけしっかりと検証していくべきなのかなというふうにも思いました。また、法律家ではない中で弁護士の意見を頂戴しながらということも聞いておりますので、そういった面も今後検討させていただきながら、調査案件を次につなげていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪瑛